

知っておきたい！主な税制改正のポイント！

～ 平成30年より適用 ～

<配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し>

①改正内容

○配偶者控除

納税者本人の合計所得金額に応じて、配偶者控除の適用額が変わりました。（適用条件の配偶者の合計所得金額 38 万円以下（給与収入の場合 103 万円以下）は、変更ありません。）

納税者本人の合計所得額に応じた控除額は、下表のとおりとなります。

| 控除区分 | 納税者本人の合計所得金額 | | |
|-----------|--------------|-------------------|---------------------|
| | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
| 控除対象配偶者 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 48万円 | 32万円 | 16万円 |

※適用条件は、配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合です。（青色専従者は適用できません。）

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、適用できません。

○配偶者特別控除

現在の配偶者特別控除38万円適用条件が、「配偶者の合計所得金額38万円（給与収入103万円）以下」から「配偶者の合計所得金額が85万円（給与収入150万円）以下」に拡大されました。

また、配偶者の各所得金額に応じた控除適用額は、下表のとおりとなります。

| 配偶者の合計所得金額 | 納税者本人の合計所得金額 | | |
|---------------|--------------|-------------------|---------------------|
| | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
| 38万円超85万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |
| 85万円超90万円以下 | 36万円 | 24万円 | 12万円 |
| 90万円超95万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 95万円超100万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 100万円超105万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 105万円超110万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 110万円超115万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 115万円超120万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 120万円超123万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

※青色専従者は適用できません。

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、適用できません。

※納税者本人の所得金額によっては、3種類の控除額のいずれかとなります。

②配偶者の収入が増加することによる影響（収入額別比較）

- （1）100万円超103万円以下
配偶者に住民税が発生する場合があります。
- （2）103万円超106万円以下（いわゆる103万円の壁）
配偶者に所得税が発生する場合があります。配偶者控除は適用できず、配偶者特別控除の適用となります。配偶者手当のある会社では、手当額に変更がある場合があります。
- （3）106万円超130万円以下（いわゆる106万円の壁）
一定の要件に該当すると社会保険の扶養から外れ、社会保険料を負担しなければなりません。

※納税者が個人事業者の場合は、影響がありません。

(4) 130万円超（いわゆる130万円の壁）

社会保険の扶養から外れ、社会保険料の負担が生じるようになります。

※納税者が個人事業主の場合は、影響がありません。

(5) 150万円超（今回の改正）

納税者の配偶者特別控除が減額され始めます。配偶者の収入が増えるごとに、段階的に控除額が小さくなっていきます。給与収入が201万円6千円以上は、配偶者特別控除額が「0」となります。

③注意

今回の改正によって配偶者の合計所得金額の枠が拡大し、得をするように見えますが、会社員の配偶者が収入を増やしても、社会保険料等の負担や手当の減少等を差し引くと、手取り金額は、あまり増えない事もあり、場合によっては減少する事もあります。

～平成31年より適用～

<消費税率の引き上げ・軽減税率と経過措置>

①改正内容

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり引き上げることとされています。

| 適用開始日 | 現行（注1） | 平成31年10月1日 | |
|--------|------------------|------------------|-------------------|
| | | 標準税率（注1） | 軽減税率（注2） |
| 税率区分 | | | |
| 消費税率 | 6.3% | 7.8% | 6.24% |
| 地方消費税率 | 1.7%（消費税額の17/63） | 2.2%（消費税額の22/78） | 1.76%（消費税額の22/78） |
| 合計 | 8.0% | 10.0% | 8.0% |

（注1）平成31年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

※経過措置とは、消費税率引き上げを混乱なく行うための措置です。例えば、建物購入など旧税率で売買契約をしたが、引渡日が新税率適用後の場合に一定の条件のもと、旧税率を適用できる制度です。

詳しくは国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（平成28年4月）（平成28年11月改訂）」（PDF/310KB）をご覧ください。

（注2）軽減税率の適用対象となる飲食料品の譲渡等は、次のとおりとされています。

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）の譲渡をいい、外食を含まない。）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡。

②適用時期

平成31年10月1日からの税率引き上げと同時に、軽減税率制度が実施されます

～平成32年より適用～

<個人所得税の見直し>

①改正内容

次の(1)～(2)の内容が見直されました。

(1) 扶養控除の見直し

- ① 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下に引き上げることとされました。
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げることとされました。
- ③ 源泉控除対象配偶者（給与の源泉所得税額を算定する際の扶養数に該当する配偶者）の合計所得金額要件を95万円以下に引き上げることとされました。

(2) 配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下（改正前：38 万円超 123 万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げることとされました。

(3) 給与所得控除の見直し

給与所得控除額を一律 10 万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円とされるとともに、その上限額を 195 万円に引き下げることとされました。

| 給与等の収入金額 (A) | 給与所得控除額 | |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成 31 年分まで | 平成 32 年分から |
| 162.5 万円以下 | 65 万円 | 55 万円 |
| 162.5 万円超 180 万円以下 | (A) × 40% | (A) × 40% - 10 万円 |
| 180 万円超 360 万円以下 | (A) × 30% + 18 万円 | (A) × 30% + 8 万円 |
| 360 万円超 660 万円以下 | (A) × 20% + 54 万円 | (A) × 20% + 44 万円 |
| 660 万円超 850 万円以下 | (A) × 10% + 120 万円 | (A) × 10% + 110 万円 |
| 850 万円超 1,000 万円以下 | | 195 万円 (上限) |
| 1,000 万円超 | 220 万円 (上限) | |

※個人住民税については平成 33 年 1 月 1 日以後から適用されます。

(4) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額を一律 10 万円引き下げることとされ、見直しの結果、下表のとおりとなります。

また、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超えた場合、段階的に控除額が引き下げられます。

| 対象年齢 | 公的年金等の収入金額 (A) | 平成 31 年分まで | 公的年金等の控除額 | | |
|--------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | 平成 32 年分から | | |
| | | | 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 | | |
| | | | 1,000 万円以下 | 1,000 万円超 2,000 万円以下 | 2,000 万円超 |
| 65 歳未満 | 130 万円以下 | 70 万円 | 60 万円 | 50 万円 | 40 万円 |
| | 130 万円超 410 万円以下 | (A) × 25 % + 37.5 万円 | (A) × 25 % + 27.5 万円 | (A) × 25 % + 17.5 万円 | (A) × 25 % + 7.5 万円 |
| | 410 万円超 770 万円以下 | (A) × 15 % + 78.5 万円 | (A) × 15 % + 68.5 万円 | (A) × 15 % + 58.5 万円 | (A) × 15 % + 48.5 万円 |
| | 770 万円超 1,000 万円以下 | (A) × 5 % + 155.5 万円 | (A) × 5 % + 145.5 万円 | (A) × 5 % + 135.5 万円 | (A) × 5 % + 125.5 万円 |
| | 1,000 万円超 | | 195.5 万円 | 185.5 万円 | 175.5 万円 |
| 65 歳以上 | 330 万円以下 | 120 万円 | 110 万円 | 100 万円 | 90 万円 |
| | 330 万円超 410 万円以下 | (A) × 25 % + 37.5 万円 | (A) × 25 % + 27.5 万円 | (A) × 25 % + 17.5 万円 | (A) × 25 % + 7.5 万円 |
| | 410 万円超 770 万円以下 | (A) × 15 % + 78.5 万円 | (A) × 15 % + 68.5 万円 | (A) × 15 % + 58.5 万円 | (A) × 15 % + 48.5 万円 |
| | 770 万円超 1,000 万円以下 | (A) × 5 % + 155.5 万円 | (A) × 5 % + 145.5 万円 | (A) × 5 % + 135.5 万円 | (A) × 5 % + 125.5 万円 |
| | 1,000 万円超 | | 195.5 万円 | 185.5 万円 | 175.5 万円 |

(5) 基礎控除の見直し

基礎控除額を一律 10 万円引き上げることとされ、見直しの結果、下表のとおりとなります。
また、合計所得金額が 2,400 万円を超えた場合、段階的に控除額が引き下げられます。

| 合計所得金額 | 基礎控除額 | |
|----------------------|------------|------------|
| | 平成 31 年分まで | 平成 32 年分から |
| 2,400 万円以下 | 38 万円 | 48 万円 |
| 2,400 万円超 2,450 万円以下 | | 32 万円 |
| 2,450 万円超 2,500 万円以下 | | 16 万円 |
| 2,500 万円超 | | 0 |

※個人住民税については平成 33 年 1 月 1 日以後から適用されます。

(6) 所得金額調整控除等の創設

子育てや介護に対する配慮や、収入内容により控除引き下げ額による負担増の配慮の観点から、①・②の所得金額調整控除が新たに創設されることとなります。

- ① 給与等の収入が 850 万円を超える居住者で、次の A~C のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額（上限 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%相当額を給与所得額から控除することとされました。

| 要件 | 算式 |
|---|--|
| 給与等の収入金額が 850 万円超 A 本人が特別障害者に該当 B 23 歳未満の扶養親族を有する C 特別障害者である同一生計の配偶者または、扶養親族を有する | $(\text{給与等の収入金額} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$ ※給与等の収入金額は、上限 1,000 万円 |

- ② 給与所得控除後の給与等の金額・公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、それらの合計額が 10 万円を超える場合は、給与所得の金額から最大 10 万円控除することとされました。

| 算式 |
|--|
| $\text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} - 10 \text{ 万円}$ ※各所得額は、上限 10 万円 |

(7) 青色申告特別控除の見直し

青色申告特別控除の控除額を 65 万円から 55 万円に引き下げる一方、一定の要件（e-Tax による電子申告または電子帳簿保存）を満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とすることとされました。

②適用時期

平成 32 年分以後の所得税について適用されます。